

平成20年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第21272号 ウェブサイト削除請求事件

口頭弁論終結日 平成20年10月2日

判 決

横浜市中区相生町6丁目113番地桜木町ANビル9F

原 告	株式会社トータルエステート
同代表者代表取締役	森 川 幸 二
同訴訟代理人弁護士	菊 地 裕 太 郎
同	鈴 木 大 祐
同	本 林 健 一 郎
同	伊 藤 孝 浩
同	吉 池 信 也
同	菅 野 雅 貴
同	石 橋 尚 子
同	内 海 雄 介
同	横 堀 真 美

東京都新宿区西新宿5丁目5番25号 貴舟荘11号室

被 告 西 村 博 之

主 文

- 1 被告は、別紙アドレス目録記載のウェブサイト中の別紙発言目録記載の書込
(但し、発言番号1, 2, 15, 16, 19, 22, 26, 28, 31, 32,
37, 38, 39, 40, 41, 43, 44, 45, 46, 49, 51, 54,
56, 59, 60, 62, 65, 66, 67, 68, 69, 71, 76, 77,
84, 85, 86, 87, 88, 100, 102, 107, 113, 115,
118, 129, 131, 132, 137, 138, 139, 140, 141,

142, 145, 146, 147, 151, 152, 153, 156, 157, 158, 169, 170, 179, 180, 181, 185, 187, 188, 189, 195, 199, 203, 205, 206, 215, 219, 220
の各発言部分を除く)を削除せよ。

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙アドレス目録記載のウェブサイト削除せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告の運営するインターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」の別紙アドレス目録記載のウェブサイト(本件ウェブサイト)において、原告の名誉を毀損する発言が書き込まれたとして、民法723条及び人格権としての名誉権に基づき、同上掲示板の削除を求める事案である。

1 請求原因

- (1) 原告は、区分所有建物の買取販売等を業とする株式会社であり、被告は、インターネット上で閲覧可能な電子掲示板である本件掲示板を設置し、運営し、そのシステムを管理している者である。
- (2) 本件掲示板において、平成20年2月19日以降、別紙発言目録記載の文言(本件各書込)が各々書き込まれた。本件各書込は、別紙発言目録記載の原告の主張欄記載のとおり、いずれも原告の信用状況(倒産など)や販売活動が奏功していないという旨ややくざなど反社会的勢力とのつながりを意味するもので原告の社会的評価を低下せしめる名誉毀損のものである。
- (3) 本件ウェブサイト及び本件各書込を削除する権限を有するのは被告のみであり、各書込は匿名で行われている。
- (4) 被告は、本件訴状の送達により、本件各書込の存在及びそれが原告の名誉

を毀損することを知り得た。

よって、本件ウェブサイトが存在する限り原告の名誉が毀損されるから、原告は人格権に基づき本件ウェブサイト全体を削除することを求める。

第3 判断

- 1 被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しない。したがって、被告において請求原因事実を明らかに争わないものとして、これを自白したものとみなす。
- 2 別紙発言目録記載のうち、以下のものについては、主に以下の理由により原告の社会的評価を低下させるものとは認めがたく、名誉毀損に該当するものとは認められない。
 - (1) 発言番号1, 2, 28, 43, 65, 66, 84, 86, 115, 131, 132, 137, 139, 140, 157, 158, 169, 179, 180, 187, 188, 219の各書込は、いずれも人（法人を含め）の社会的評価に関連しない書込である。
 - (2) 同じく26, 31, 32, 46, 51, 54, 100, 107, 113, 138, 152, 153, 156, 170, 181, 185, 195, 199, 203, 206, 215の各書込は、原告に関連するものであるが他の書込と合わせ読んでも原告の社会的評価を損なうとは言い難い書込である。
 - (3) 同じく17, 19, 37, 38, 39, 40, 41, 44, 45, 49, 60, 62, 67, 68, 69, 71, 76, 77, 87, 88, 102, 118, 129, 141, 142, 145, 146, 147, 151, 205, 220の各書込は、他の書込と合わせ読んでも原告に関する社会的表評価ではないか、又は誰に対するものか不明なものである。
 - (4) 同じく22, 56の書込は、他の書込と合わせ読んでも内容が理解困難な書込である。

第4 結論

原告の本件ウェブサイト全体の削除請求については、その中には原告に対する名誉毀損とは評価できない書込が相当あるため、全体の削除を根拠づける理由がないので棄却する。なお、原告の請求には本件各書込の削除を求める趣旨が含まれると解され、かつ、主文記載の限度で本件各書込の削除が認められるから、その限度で原告の請求を認容し、その余を棄却する。

東京地方裁判所民事第10部

裁 判 官 藤 本 博 史

(別紙)

アドレス目録

アドレス <http://money6.2ch.net/test/read.cgi/estate/1203412835/>

題名 トータルエステートってどうよ??

これは正本である。

平成20年11月13日

東京地方裁判所民事第10部

裁判所書記官 野 田 梅 乃

